

市営住宅新旭町第4団地第9号新規入居修繕	設計図	令和4年11月
----------------------	-----	---------

仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 長浜市新旭町

2. 工事内容 市営住宅新旭町第4団地第9号（昭和62年度建設）の新規入居修繕

II 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁官繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「改修標仕」という。）により、また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁官繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「標仕」という。）による。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、*印の付いたものを適用する。
○印と*印の付いた場合は、共に適用する。

(3) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は標仕、[. . .]内表示番号は改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項																
① 一般共通事項	① 発生材の処理等	* 構外搬出適切処理 ・ 指定（ ） （1.3.12）																
	2 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、（1.6.9）スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 着工前の測定 *行わない ・ 行う（・ 箇所 ・ 図示） 測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示																
	③ 完成時の提出図書	・ 完成図 提出部数 ・ 各2部（A3版縮小製本及び電子媒体） （1.8.2） ○ 施工計画書 提出部数 ・ 1部 ・ 部 （1.2.2） ・ 施工図 提出部数 ・ 1部 ・ 部 （1.2.3） ・ 保全に関する資料 提出部数 ・ 2部 ・ 部 （1.8.3）																
	④ 工事写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前、完成</td> <td>・ 3 ○ 6 ・ 15 ・ 30</td> <td>3</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要に応じ撮影する。</td> </tr> <tr> <td>定期提出</td> <td></td> <td>1</td> <td>工事月報用</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁官繕部監修)による。</p>	区分	撮影箇所	提出部数	備考	着工前、完成	・ 3 ○ 6 ・ 15 ・ 30	3	同じ位置で撮影すること。	工事中		1	必要に応じ撮影する。	定期提出		1	工事月報用
	区分	撮影箇所	提出部数	備考														
着工前、完成	・ 3 ○ 6 ・ 15 ・ 30	3	同じ位置で撮影すること。															
工事中		1	必要に応じ撮影する。															
定期提出		1	工事月報用															
⑤ 現場代理人等	イ 長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準に従い現場代理人を指名し届けること。 ロ 現場代理人は、監督員に請負人との直接的な雇用関係の確認出来るもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに「現場代理人等変更届」を提出し同様の確認を受けなければならない。 ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。 ホ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 2. 工事請負契約書（以下「契約書」という）第28条第1項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。																	

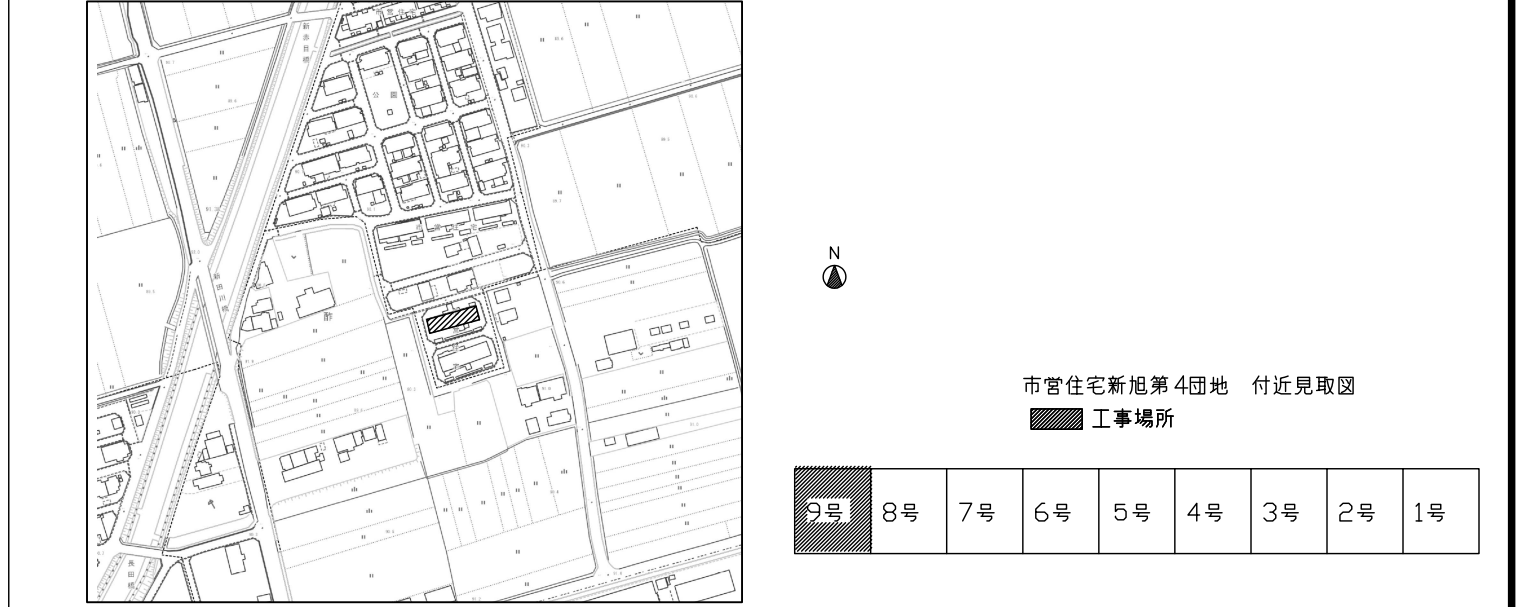
章	項目	特記事項
9	⑥ 下請業者等の選定	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
	⑦ 保険等	受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。
	⑧ 工事カルテの作成及び登録	請負金額が500万円以上の場合、受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に提出するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督員に下記の期限内に提出しなければならない。 (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。 (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。 (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に 変更データを提出しなければならない。
	9 施工体制	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、請負者は市担当者が行う施工体制点検を受けなければならない。また、指摘ある施工体制の不備は速やかに是正し、市担当者に報告すること。工事完了時には表と台帳の写しを1部監督職員に提出すること。
	⑩ 不当介入に関する通報制度	1.受注者は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 2.受注者は前項より通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。 3.受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
	11 地元説明	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。
	12 近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。
	13 設計図の製本	工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。 A3サイズ 2部数
	14 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	⑮ 軽微な変更	設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。
	⑯ 石綿含有建材の事前調査制度	1. 石綿障害予防規則および大気汚染防止法に基づき、石綿に係る事前調査結果の報告(石綿事前調査結果報告システム等を利用)を行うこと。(報告先：労働基準監督署、県環境事務所) 2. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示板サイズ : A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上 3. 監督職員に調査の結果を報告し、設計図書と内容が異なる場合は協議を行うこと。 4. その他 調査範囲 ○ 当該施工範囲 ・ 図示 貸与書類 ○ 建設当初図面 ・ 石綿調査報告書

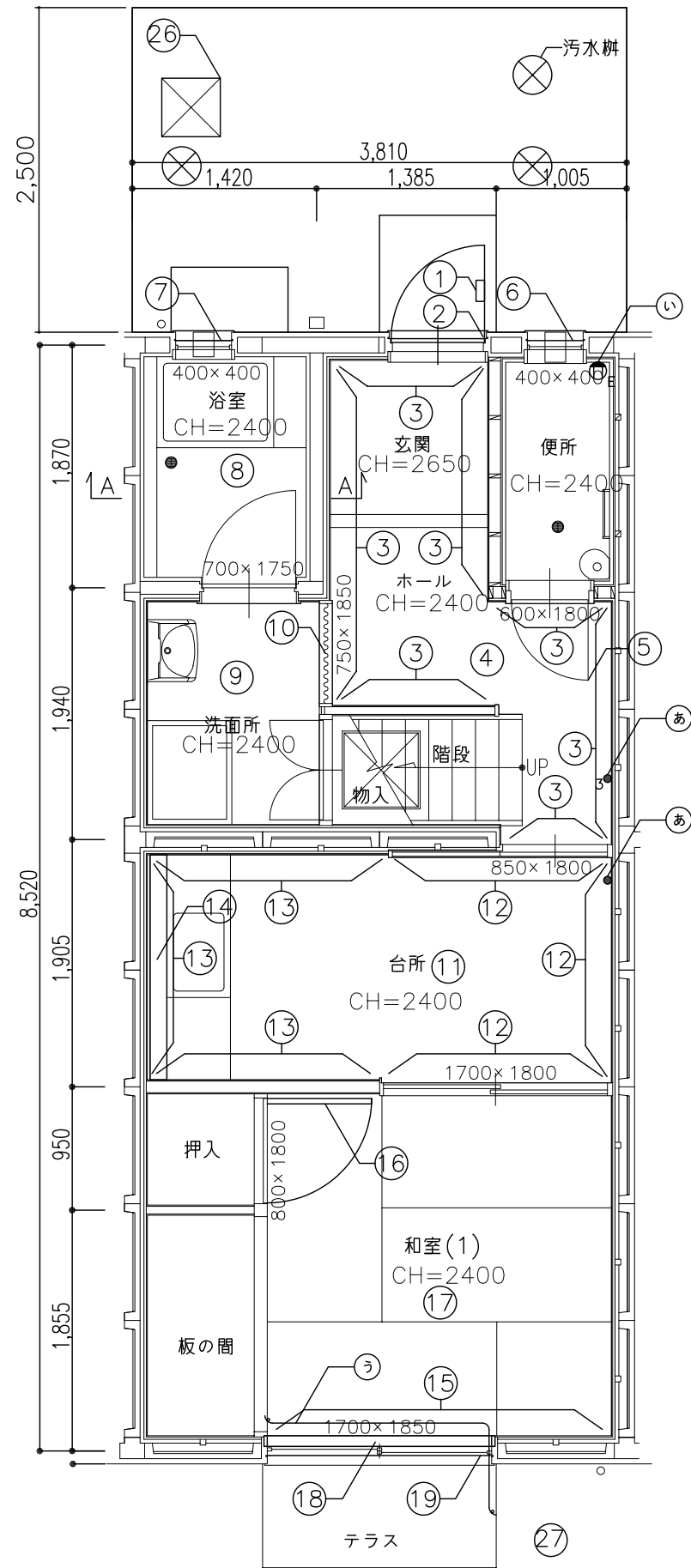
② 仮設工事	① 足場その他	内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 ・ [2.2.1] 外部足場 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 [2.2.1] [表2.2.1] 防護シートによる養生 ・ 行う ・ 行わない 材料、撤去材等の運搬 [2.2.1] [表2.2.2] ※A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種
	② 養生	既存部分の養生 ※ビニルシート等 ・ [2.3.1] 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・ 固定家具等の移動 ・ 行わない ※行う
	③ 工事用水	構内既存の施設 (※)利用できない ・ 利用できる (・有償 ・無償)
	④ 工事用電力	構内既存の施設 (※)利用できない ・ 利用できる (・有償 ・無償)

③ 内装改修工事	① 改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3] ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・ 図示の範囲																	
	② 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の除去 ・ 仕上げ材のみ (接着剤とも) [6.2.2] ・ 下地モルタルとも (※図示の範囲 ・ 除去範囲全て) 合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒工法 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・																	
	③ 既存壁の撤去並びに下地補修	間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2] [4.4.9] ※図示 ・ モルタル塗り (塗り厚25mmを超える場合の補強 ※行う ・ 行わない)																	
	④ 木下地等	木材の品質 [6.5.2] [表6.5.2.3] ※改修標準仕様書6.5.2による ・ 市販品 代用樹種 ※改修仕様表6.5.4による [6.5.2] [表6.5.4] ・ 代用樹種を適用しない箇所 () 保存処理木材を適用する箇所 ()																	
	⑤ 集成材等 [G]	<table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格・品質</th> <th>芯材の種類</th> <th>化粧単板の樹種</th> </tr> <tr> <td>※集成材</td> <td>※一般材</td> <td>・ たも ・ なら ・ しおじ</td> <td rowspan="4">/</td> </tr> <tr> <td>・ 構造用集成材</td> <td>※ 1級 ・ 2級</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ 造作用集成材</td> <td>※ 1等 ・ 2等</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ 化粧ばり造作用集成材</td> <td>※ 1等 ・ 2等</td> <td>・</td> </tr> </table>	品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種	※集成材	※一般材	・ たも ・ なら ・ しおじ	/	・ 構造用集成材	※ 1級 ・ 2級	・	・ 造作用集成材	※ 1等 ・ 2等	・	・ 化粧ばり造作用集成材	※ 1等 ・ 2等	・
	品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種															
※集成材	※一般材	・ たも ・ なら ・ しおじ	/																
・ 構造用集成材	※ 1級 ・ 2級	・																	
・ 造作用集成材	※ 1等 ・ 2等	・																	
・ 化粧ばり造作用集成材	※ 1等 ・ 2等	・																	
⑥ 接着剤	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.5.2] 接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 ※本工事に使用する接着剤 ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤 (以下、「ユリア樹脂等」という。) を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 ※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤、 [6.8.2] [6.14.2] 壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種																		

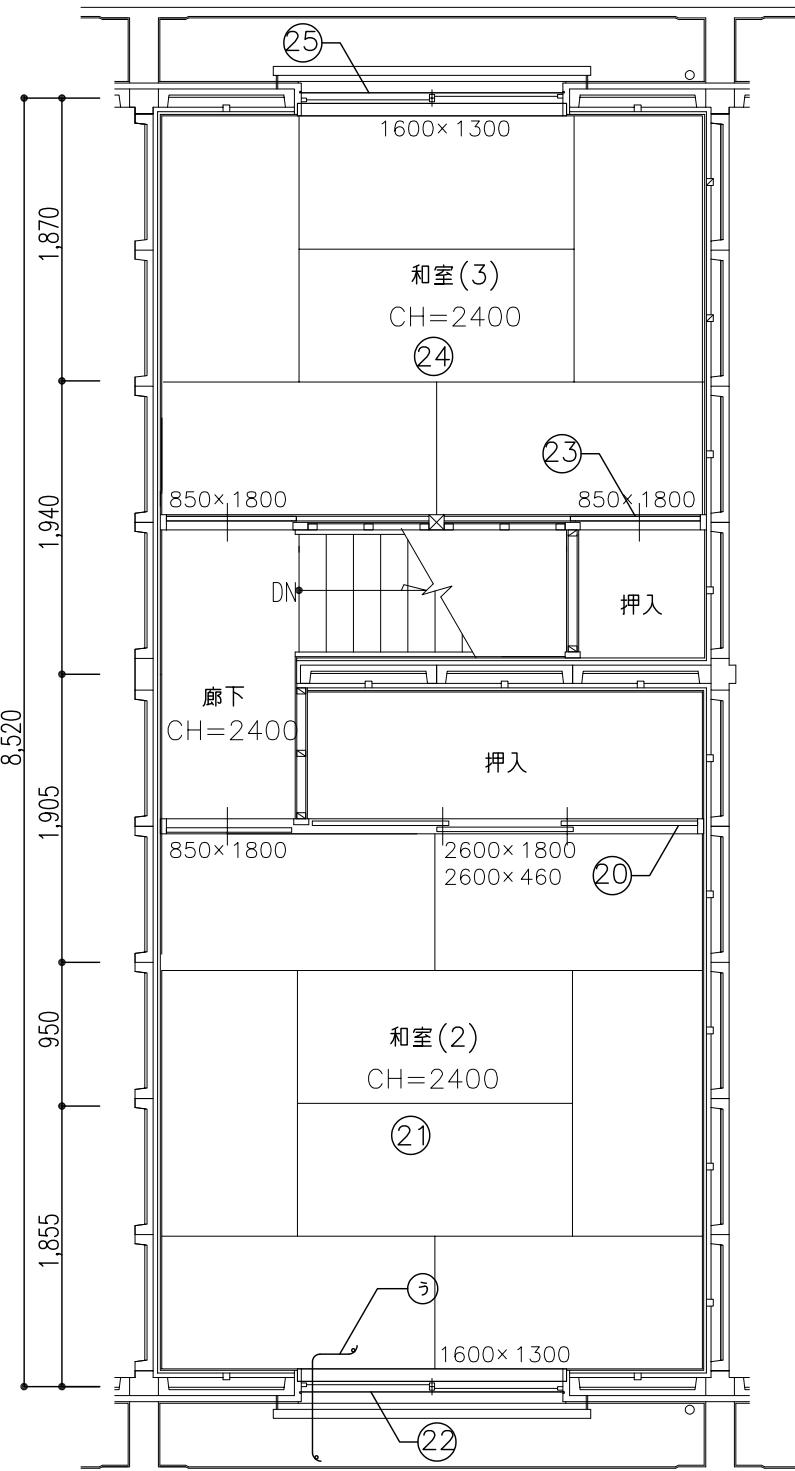
7 コンクリートの強度	普通コンクリートの設計基準強度 (6.1.4)												
	<table border="1"> <tr> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>適用箇所</th> <th>スランブ</th> <th>調合管理強度 Fm</th> </tr> <tr> <td>・ 18 ※ 21</td> <td>土間</td> <td>15</td> <td>Fc+S</td> </tr> <tr> <td>・ 16 ※ 18</td> <td>捨て</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </table>	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	適用箇所	スランブ	調合管理強度 Fm	・ 18 ※ 21	土間	15	Fc+S	・ 16 ※ 18	捨て	15	
設計基準強度 Fc (N/mm ²)	適用箇所	スランブ	調合管理強度 Fm										
・ 18 ※ 21	土間	15	Fc+S										
・ 16 ※ 18	捨て	15											
	F c 設計基準強度 (F o) に対応した換算強度 (28日圧縮強度, N/mm ²) S 構造体強度補正值 (JASS 5 2009年度版による)												
8 レディーミクストコンクリートの類別	類別 ※ I類 ・ II類 (6.1.5) (6.4.1.2) (表6.1.1)												

章 項目	特記事項	9 コンクリートの仕上り	部材の位置及び断面寸法の許容差 (6.2.5) (表6.2.2) ※標仕表6.2.2による ・ (適用箇所:) 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5) (表6.2.3) (6.9.3)																		
		10 セメント	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>※B種</td> <td>外構</td> </tr> </table>	種別	適用箇所	※B種	外構														
			種別	適用箇所																	
		※B種	外構																		
		11 畳敷き	セメントの種類 (6.3.2) (6.13.2) (6.16.2) (表6.3.1)																		
			<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種</td> <td>外構</td> </tr> </table>	種類	適用箇所	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	外構														
		種類	適用箇所																		
		※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	外構																		
		12 セっこうボードその他のボード張り	<table border="1"> <tr> <th>下地の種類</th> <th>畳の種類</th> </tr> <tr> <td>※改修標仕 表6.5.9による床組</td> <td>※D種 ・</td> </tr> <tr> <td>・ ポリスチレンフォーム床下地</td> <td>・ C種 ・</td> </tr> </table>	下地の種類	畳の種類	※改修標仕 表6.5.9による床組	※D種 ・	・ ポリスチレンフォーム床下地	・ C種 ・												
			下地の種類	畳の種類																	
			※改修標仕 表6.5.9による床組	※D種 ・																	
		・ ポリスチレンフォーム床下地	・ C種 ・																		
		13 壁紙張り	畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする [6.13.2] [表6.13.1]																		
<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>JISの記号</th> <th>厚さ (mm)、規格等</th> </tr> <tr> <td>※普通合板 (難燃処理)</td> <td>[G]</td> <td>※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・ 不透明塗料塗り (しな合板程度)</td> </tr> <tr> <td>・ セっこうボード</td> <td>GB-R</td> <td>※ 9.5</td> </tr> <tr> <td>※メラミン化粧板</td> <td></td> <td>※アイカセラー厚3 同等品以上</td> </tr> </table>	種類		JISの記号	厚さ (mm)、規格等	※普通合板 (難燃処理)	[G]	※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・ 不透明塗料塗り (しな合板程度)	・ セっこうボード	GB-R	※ 9.5	※メラミン化粧板		※アイカセラー厚3 同等品以上								
種類	JISの記号		厚さ (mm)、規格等																		
※普通合板 (難燃処理)	[G]	※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・ 不透明塗料塗り (しな合板程度)																			
・ セっこうボード	GB-R	※ 9.5																			
※メラミン化粧板		※アイカセラー厚3 同等品以上																			
素地ごしらえ	[6.14.2]																				
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="5">壁紙の種類</th> <th rowspan="2">防火性能</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>紙</th> <th>繊維 (織物)</th> <th>プラ (ビニル)</th> <th>その他 (化学繊維)</th> <th>無機質</th> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>○</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・ 不燃○準不燃・難燃</td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考	紙	繊維 (織物)	プラ (ビニル)	その他 (化学繊維)	無機質	壁	・	・	○	・	・	・ 不燃○準不燃・難燃
施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考														
	紙	繊維 (織物)	プラ (ビニル)	その他 (化学繊維)	無機質																
壁	・	・	○	・	・	・ 不燃○準不燃・難燃															
	素地ごしらえ [6.14.3] [表7.2.4] [表7.2.7] モルタル、プラスター面 ・ RB種 ・ RA種 (施工箇所:) セっこうボード、その他ボード面 ※RB種 ・ RA種 (施工箇所:) 壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 [6.14.2]																				





新旭町第4団地第9号 1階平面図 S=1/50



新旭町第4団地第9号 2階平面図 S=1/50

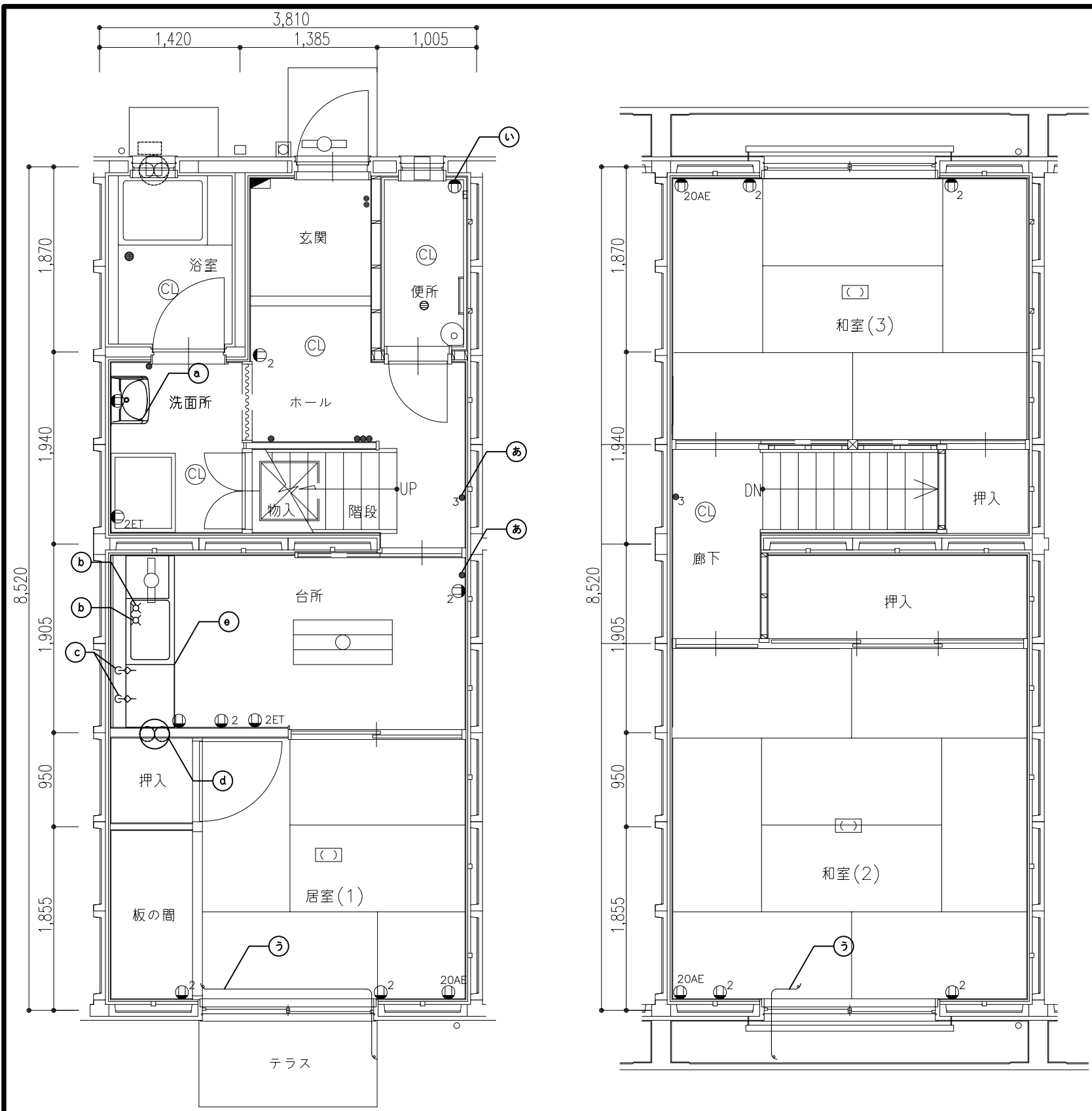
指示事項

室名	番号	工事内容
玄関 ホール	①	ドアポスト撤去新設 (DP-65N レザーメールボックス 株式会社シブタニ同等品以上)、鍵取替
	②	ドア木枠撤去、新設 SOP 周囲補修共
	③	壁 既設ビニールクロス貼にラワン合板t5.5増張の上ビニールクロス貼 (四方位共)
便所	④	床 ラワン合板t9増し張りの上CFシート1.8張り 上り框見切り材設置
	⑤	トイレドア (600x1,800) 1枚撤去、新設
浴室	⑥	網戸 (400x400) 1枚 張替
	⑦	網戸 (400x400) 1枚 張替
洗面	⑧	室内 クリーニング
	⑨	床 ラワン合板t9増し張りの上CFシート1.8張り
台所	⑩	アコーディオンドア 撤去新設 (パネルドア「デコドア」同等品)
	⑪	床 ラワン合板t9増し張りの上CFシート1.8張り
	⑫	壁 既設ビニールクロス貼にラワン合板t5.5増張の上ビニールクロス貼 (北、東、南面)
和室(1)	⑬	壁 既設ビニールクロス貼はがしの上キッチンパネルt3増張 (北、南、西面)
	⑭	既設水切カバー 撤去新設 (アルミ既製品)
	⑮	壁 既設ビニールクロス貼にラワン合板t5.5増張の上ビニールクロス貼 (約1.3㎡)
和室(2)	⑯	戸襖 (800x1800) 1枚取替
	⑰	畳4.5枚撤去、新設 (建材量KT-I程度) 畳下防湿シート敷き新設
	⑱	額縁ケレンの上SOP塗り
和室(3)	⑲	網戸 (850x1850) 1枚 張替
	⑳	押入襖 (870x1800 公共住宅襖 片面新鳥の子紙) 3枚張替
	㉑	畳 8枚表替 (綿引1等C1)
外構	㉒	網戸 (800x1300) 1枚 張替
	㉓	押入襖 (870x1800 公共住宅襖 片面新鳥の子紙) 1枚張替
	㉔	畳 6枚表替 (綿引1等C1)
	㉕	網戸 (800x1300) 1枚 張替
	㉖	既設コンクリート製雨水枳 撤去新設
	㉗	南側敷地内除草及び整地 (4,600x3,800)

共通事項

- ・ 工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること。
- ・ 必要に応じて、サッシ・建具等の調整を行うこと。
- ・ 襖は 公共住宅襖 両面 (押入襖は片面) 新鳥の子紙を使用し、襖の柄は既存の襖 (引手帯模様 (白地に紺帯模様)) と同柄のものを使用すること。
- ・ 釘雑物等全て撤去し、釘穴等はパテ処理を行うこと。
- ・ ビニールクロスは不燃認定のものを使用すること。
- ・ 下地が浮いている箇所は、ビス止め補修を行うこと。





新旭町第4団地9号 電気・機械設備図 1/50

指示事項 電気設備工事

番号	工事内容
Ⓐ	1階 台所 スイッチ 撤去・新設
Ⓘ	便所 コンセント 撤去・新設
Ⓤ	各室 同軸ケーブル 撤去

・指示が無い照明器具については全て電球の交換と清掃を行うこと。
 ・スイッチ、コンセント、電話受口、テレビ受口は全て脱着とする。
 ・分電盤や電路に異常が無い確認し、問題がある場合はブレーカーの交換などを行い是正すること。
 ・接地付コンセント等について接地線が接続されていない場合は、新たに接地線を配線すること。

指示事項 機械設備工事

番号	工事内容
Ⓐ	1階 洗面 洗面化粧台(単水栓)撤去新設、止水栓取付 (参考品番: LDBA060BAGDSIA, LMBA060B1GDG1G, LTL4D12U, LTN65LX35(TOTO))
Ⓑ	1階 台所 立型自在水栓 撤去新設(参考品番: T136SUNR13(TOTO)) アングル型自在水栓 撤去新設(参考品番: THY226U(TOTO))
Ⓒ	1階 台所 ヒューズガス栓 2口477×1、1口477×1 撤去新設
Ⓓ	1階 台所 換気扇 撤去新設(参考品番: EX-30FMP9(三菱電機))
Ⓔ	1階 台所 流し台、ガス台、吊戸棚、ラック 撤去新設 (参考品番: GKF-S-100SYN, GKF-K-70K, GKF-A-60, NSR-60-1, BGH-700, SG-512X160, BN550A, BN600A(LIXIL)) *手元灯を脱着すること。

・既設器具および配線等の撤去処分も含む。工事に際し、必要に応じ既設設備機器等の脱着を行うこと。
 ・配線や照明器具、衛生設備器具、配管等を撤去した後の穴はふさぐこと。
 ・既設カラン等の器具は漏水確認を行い、漏水がある場合や漏水の恐れがある器具はパッキンやコマの交換を行うこと。
 ・工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること(特に流し台、換気扇、衛生設備器具の汚れの除去を行うこと)
 ・流し台・給排水衛生器具等の清掃は汚れ具合により、研磨剤入りクリーナー等を用いること。
 ・引渡前にガス漏洩試験を行い、試験結果表を提出すること。

凡例

Ⓒ	シーリングライト	□	プルスイッチ式蛍光灯
Ⓛ	流し下灯	○	天井直付け蛍光灯
◆	ワイドスイッチ(ほたるスイッチ)	◆ ₃	ワイドスイッチ(ほたる3路スイッチ)
◆◆	ワイドスイッチ(ほたるダブルスイッチ)	◆◆◆	ワイドスイッチ(ほたる3Wスイッチ)
Ⓜ	コンセント 2P15A×1	Ⓜ	換気扇
Ⓜ _E	コンセント 2P15A×1 接地極付	Ⓜ	引っ掛けシーリング(角型)
Ⓜ ₂	コンセント 2P15A×2	Ⓜ	外灯
Ⓜ _{2E}	コンセント 2P15A×2 接地極付		

共通事項

- ・既設器具および配線等の撤去処分も含む
- ・既設カラン等の器具は漏水確認を行い、漏水がある場合や漏水の恐れがある器具はパッキンやコマの交換を行うこと。
- ・配線や照明器具、衛生設備器具、配管等を撤去した後の穴はふさぐこと。
- ・工事に際し、必要に応じ既設設備機器、既設露出配線、コンセント等の脱着を行うこと。
- ・工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること(特に流し台、換気扇、衛生設備器具の汚れの除去を行うこと)
(照明器具等の器具の清掃も行うこと)
- ・流し台・給排水衛生器具等の清掃は汚れ具合により、研磨剤入りクリーナー等を用いること
- ・引渡前にガス漏洩試験を行い、試験結果表を提出すること。



TITLE
市営住宅新旭町第4団地9号新規入居修繕

DRAWING NAME SCALE No. 14102211
設備図 1:50 4/4